

# 実務対応報告18号のリースの修正、行わない方向—ASBJ

去る2月22日、企業会計基準委員会では第403回企業会計基準委員会を開催した。

第121回実務対応専門委員会（2019年3月1日号（No.1538）情報フラッシュ参照）で検討された実務対応報告18号の見直しについて、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。  
**リースの修正に関する**

## 事務局提案

事務局からは、実務対応報告18号においてIFRS16号「リース」ならびにASU2016-02「リース（トピック842）」に関して、修正を行わない旨の公開草案を公表する提案がなされた。

また、公開草案の改正文案が示され、「本実務対応報告の公表及び改正の経緯」のなかに次のように追加する案が示された。

## 平成31年改正

平成30年改正実務対応報告において検討の対象から除かれていた、国際財務報告第16号「リ

また、適用時期は、公表日以後適用されるとし、コメント募集期間は通常どおり2カ月とすることが提案された。

## 委員の意見

「ス」及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース」を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った。

審議においては、「本実務対応報告の考え方」に基づき、これらの会計基準の基本的な考え方が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するかどうかの観点から検討を行った結果、新たな修正項目の追加は行わないこととした。

## 会計

# 税金費用の計上区分に関するリースイクリング、検討—ASBJ、税効果会計専門委

去る2月20日、企業会計基準委員会は第60回税効果会計専門委員会を開催した。

税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関して、議論が行われた。

## リースイクリングの会計処理

前回（2019年1月10日・20日号（No.1534）情報フラッシュ参照）、事務局から、税金

委員からは、「早めに公開草案を公表すべき」、「IFRS16号は大きな基準であり、気にかけている人も多い」など、おおむね事務局提案に賛成の意見が聞かれた。一方、「修正しないのに、『平成31年改正』の『改正』に違和感がある」という意見も聞かれ、事務局からは「文言を変えたら『改正』となる」との回答があった。

## 会計

今回の親委員会で、公開草案の公表議決を目指す予定。

費用の計上区分に関して、次の2案が示された。

（案1）税金費用は税金の発生源泉となる取引や事象に起因して生じるものであるため、その処理についても当該取引等の処理と整合性を図るべき

（案2）当期税金の支払は、課税当局への納付（分配）であるため、企業が税金を納付する義務を負う時点で、税金の発生源泉となる取引等の処理にかかわらず、法人税等の全体を損益に計上すべき

事務局からは、案1を採用した場合に検討が必要とする事項として、リースイクリングの会計処理があげられており、今回は、その場合の処理について、次の2案が事務局から示された。

課税は、課税時点で課税関係が完了している点で未実現損益に係る税効果会計における課税関係と類似する。本件におけるリースイクリング処理に関しても、同様の処理を行うことで整合性が保たれる。

② ①のほか、連結損益計算書上、税金等調整前当期純利益と税金費用について必ずしも対応関係が図られておらず、税金の発生源泉となる取引等が実現したときの税引前利益と税金費用の対応関係を保つことは、必ずしも求められない。

③ リサイクリング処理に関する実務上の負担が案Bに比べて少ないと考えられる。

なお、案Bの会計処理にしたほうが実務上の負担が少ないケースも想定されるため、重要性が乏しい場合には案Bによることも認めるか否かも検討するとされた。

## 専門委員の意見

専門委員からの、「そもそも、案1を採用することを前提として、議論するのか確認したい」という質問に事務局から「案1を前提としているわけではないが、改正するならば、案1にな

① その他の包括利益に対する

## 事務局の提案

事務局からは、次の理由から案Aを原則的に取り扱うことが提案された。

① その他の包括利益に対する

と思う」との回答があった。  
また、「アナリストとしては、税金費用が対応している案Aを原則とするほうがいい」、「繰延

会計

## 公開草案「不利な契約」への対応案、検討

ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る2月15日、企業会計基準委員会は第27回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。

前回(2019年2月1日号(No.1535)情報フラッシュ参照)、公開草案「不利な契約―契約履行のコスト」(IAS 37号の修正)の概要が説明された。

コメント期限が4月15日と迫っており、今回、当委員会の対応案について議論された。

質問内容

IFRS解釈指針委員会より、次の内容の質問が寄せられた。

質問①：直接関連コスト・アップローチに賛成するか否か

IAS 37号の68項において、契約履行のコストは契約の増分コストだけでなく、契約に直接関連するコストを含むと定めることを提案しているが、これ

税金費用は案Bで、当期税金費用は案Aという区分けはどうか」などの意見が聞かれた。

に同意するか

質問②：契約に直接関連するコストおよび直接関連しないコストの例示について

契約に直接関連するコストおよび直接関連しないコストを列挙する68項Aから68項Bを追加することを提案しているが、列挙された項目について何かコメントはあるか。また、その他追加すべき項目はあるか

質問③：その他

本修正案についてその他にコメントはあるか

事務局の分析

ASBJ事務局は「契約が不利かどうかを評価する目的上、企業が契約の履行コストを算定するにあたって含めるコストのみを別個のプロジェクトとしてIAS 37号を修正することは適当ではない」との考えを示した。他方で、このまま基準開発が

会計監査の現場感

## 人間万事塞翁が馬

公認会計士 布施 伸章

私の座右の銘は「人間万事塞翁が馬」である。高校で習ったときから、これだと感じた。人生にはよいときも悪いときも必ずある。よいときはおごらず、悪いときにも悲観的になりすぎず、にいたいものだ。

私の知人の経営幹部、弁護士、会計士のなかには「上り坂」のときでも常に謙虚で、まさに「実るほど首を垂れる稲穂かな」と感じる人が何人もいる。本人はいたって謙虚であっても周りの人たちが「あの人は素晴らしい」と本音で語るの、その評判は上がる一方だ。

他方、「下り坂」のとき、それも急降下して先が見えないどん底のときに「人間万事塞翁が馬」を口にするのは勇気がいる。夜は必ず明けるのであるが、どこまで下り続けるのかわからないからだ。

世の中、自分の力ではどうにもならないことで、大変な目に遭うこともある。そのようなとき「もつと頑張れ」、「君なら絶対大丈夫」、「嫌なことは忘れて」と助言をいただくことがある。これは心配して下さる方々の善意の温かい言葉だ。ただ本

は、素直に受け止められないときもある。「頑張ってもどうにもならないから今の状態にあるんだ」、「何を根拠に大丈夫といえるの」、「簡単に忘れられるくらいなら悩まない。むしろ忘れてはいけないのではないか」と感じてしまうのである。そのようなときは、話を聞いてもらい、悩みを共有してもらえただけで心が落ち着くものだ。

時々、TVや雑誌で「諦めなければ夢は必ず叶う」と紹介される。たしかに夢を叶えるには、人一倍の努力と相当の困難を乗り越えるだけの諦めない強い精神力が必要だ。ただそれは夢が叶った人にインタビューしているからであって、万人に当てはまるものではないだろう。

もつとも私は「諦めなければ希望(光)は必ず見えてくる」とは考えている。どん底にいるとき、夢を語るといつ心境にはならないが、少しばかりの「希望」や「光」は欲しくなる。人生で一番辛いのは、希望を失ったときだ。人は希望があれば頑張れる。希望や目標は努力した範囲で達成可能なレベルでよい。アスリー

トの夢と違い、必ずしも番でなくともよいのだ。一生懸命努力をすれば、必ず何らかのものを手にすることができる。目標や向上心を失い、糸の切れた風になつては、終わりではないとしても、戻るには相当の努力と時間が必要になる。

どん底にいるとき、家族をはじめ周りの方々の温かいご支援は本心に心の支えになるもので、人は周りに生かされているとくづく思う。どん底の人間を支援する人は損得抜きで付き合ってくれる人だ。そこでは、新たな気づきや出会いもある。あとで振り返ってみると、それが上り坂への転機なのかもしれない。まさに「人間万事塞翁が馬」である。

私の人生レベルは、毎年、1つずつアップし、今年レベル54を達成する見込みだ。これからもレベルに応じた目標や希望を持ち続けられたらと考えている。

2年間合計25回にわたった私の連載は今回が最終回となる。ご愛読いただき、感謝申し上げます。次は私の師匠である手塚仙夫氏が担当する。30年前、とても緊張しながら指導を受けたことを昨日のことのように思い出します。私も一読者として楽しみにしている。

進められる可能性があり、「I F R S 初度適用企業に対する経過措置」、「専用の資産の減損と不利な契約に対する契約金」、懸念が数多く上がった。

## 会計

# 間接法によるCF計算書の出発点は営業利益？—IASAF対応専門委

去る2月18日、企業会計基準委員会は第80回IASAF対応専門委員会を開催した。

今回、2月に開催されたIASBボード会議における、基本財務諸表プロジェクトに関する議論の動向が報告された。

## 金融企業による収益および費用の分類

基本財務諸表プロジェクトではP/Lの見直しが進められており、EBITや経営者業績指標(MPM)等の導入が暫定決定されている。

2018年9月のIASBボード会議では、これらの非金融企業に関する暫定決定を金融企業に適用した場合の問題点と対応法について議論された。

今回、これを踏まえて、金融企業による収益および費用の分類について審議された。

IASBスタッフからの提案内容は次のとおりである。

「経済的便益の定義」には同意しないことが示された。専門委員からも公開草案への懸念が数多く上がった。

・ 主要な事業活動として顧客へファイナンスを提供する企業は、営業利益に、次のいずれかを含めることを要求される。

① 財務活動から生じる費用と現金および現金同等物から生じる収益のうち、主要な事業活動としての顧客へのファイナンスの提供に関連するもの

② 財務活動から生じる費用と現金および現金同等物から生じる収益のすべて

・ 主要な事業活動の過程において、個別にかつ企業が保有している他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産に投資している企業は、営業利益に、主要な事業活動の過程において行われる投資から生じる収益を含めることを要求される。

・ 主要な事業活動として顧客へ

のファイナンスを提供する企業は、財務活動から生じる費用または現金および現金同等物から生じる収益を営業利益の下に表示していない場合には、「財務及び法人所得税前利益」の小計を表示してはならない。

この提案は暫定決定され、IASB事務局は次の考えを示した。

・ IASBは非金融企業に関する暫定決定を金融企業に適用するに際して、調整の必要がある項目が存在するという前提で議論を行っているが、正面から金融企業の定義について議論していない。

・ 金融企業を定義で選り分けることは困難であるため、特定の主要な事業活動を行っている企業を金融企業と定義するのではなく、すべての企業に適用可能な主要な事業活動を識別する方法を明確化し、主要な事業活動に関連する収益および費用を営業区分に表示することを求めているかどうか。

## キャッシュ・フロー計算書にかかると未解決の論点

(1) 間接法による営業キャッシュ・フローの調整の出発点

2017年12月のIASBボード会議において、キャッシュ・フロー計算書における比較可能性を高めるべく、表示方法の統一について検討された。

今回、IASBスタッフは、

2017年12月の暫定決定を修正し、すべての企業が間接法による営業キャッシュ・フローの調整の出発点を営業利益にすることを提案し、暫定決定された。

これに関して、ASBJ事務局は、「営業活動や営業利益について積極的に定義づけが行われておらず、財務業績計算書とキャッシュ・フロー計算書で同じ用語を使用することが適切かを含め、2つの計算書の整合性を図るの可否について慎重に検討すべき」との考えを示した。

(2) 利益および配当金の分類の選択肢を削除する暫定決定を金融企業に適用

2017年12月のIASBボード会議において、非金融企業は、支払配当金は財務区分に分類し、持分法を適用した関連会社および共同支配企業からの受取配当金は投資区分に分類することが暫定決定された。

今回、IASBスタッフは、この暫定決定を、金融企業を含むすべての企業に適用することを提案し、暫定決定された。

ASBJ事務局は、「IFRSの株式投資の会計処理について、認識および測定段階から根本的な見直しが必要であり、財務業績計算書やキャッシュ・フロー計算書における表示を改善しても、有用な情報を提供することにはならない」との考えを示した。

## 会計

# IFRS17号の修正案、6月頃に公表—保険契約専門委

去る2月22日、企業会計基準委員会は第30回保険契約専門委員会を開催した。

IASBは、企業がIFRS17号「保険契約」を適用するにあたっての負担を軽減すべく、

## これまでの経緯

IASBは、企業がIFRS17号「保険契約」を適用するにあたっての負担を軽減すべく、

利害関係者から意見収集を行っており、25項目の問題が識別された。この25項目の問題の対処方法について、2018年12月、2019年1月・2月のボード会議で議論された。

今回、その議論の動向が報告された。

**12月のボード会議**

12月のボード会議では、「財政状態計算書における保険契約の表示」について議論された。

IASBは、「財政状態計算書における保険契約資産および負債の表示を、保険契約グループではなく保険契約ポートフォリオを使用して決定するように、IFRS17号を修正することを」とを提案し、暫定決定された。

**1月のボード会議**

1月のボード会議では、「契約の境界線の外の保険獲得キャッシュフロー」、「保有する再保険：不利な基礎となる保険契約」、「一般モデルにおけるCSM（契約上のサービスマージン）の純損益での認識」について議論された。

「一般モデルにおけるCSMの純損益での認識」に関して、IASBは、「一般モデルでは、保険カバーと投資リターンサービスの両方を考慮して決定され

るカバー単位に基づいて、CSMを純損益に認識すること」を提案し、暫定決定された。

**2月のボード会議**

2月のボード会議では、「重大な保険リスクを移転する貸出金」、「修正遡求アプローチ」に

ついて議論された。

\*

IASBは、今後、3月でのボード会議の後に、全体をパッケージとして修正要否の判定を行い、6月頃に修正に関する公開草案を公表する予定である。

**国際会計**

**企業結合での収益に関するASU公開草案、公表**— FASB

去る2月14日、FASBは会計基準アップデート（ASU）の公開草案「企業結合（トピック805）—顧客との契約から生じる収益に関する引受負債の認識」を公表した。

FASBは、2014年の5月にASU2014-09「顧客との契約から生じる収益（トピック606）」（以下、「トピック606」という）を公表したが、この公開草案は「契約負債を認識するかどうかの決定に履行義務の概念を使用するかどうかについて異なった見解が存在している」という関係者のコメントに対応している。

**公開草案公表の背景**

現行では、企業結合での資産と負債の測定に関する全般的なガイダンスはあるが、トピック

606に関する負債についての特定のガイダンスはない。

**公開草案の内容**

公開草案は、企業結合において、その負債が、被取得企業が顧客から対価を受け取ったもの（または対価の期日が到来しているもの）（すなわち契約負債）であり、その負債がトピック606の履行義務を充足していないことを示す場合には、取得企業が顧客との契約からの企業結合における引受負債を認識することを要求している。

**適用関係等**

コメント期限は2019年4月30日である。

公開草案が基準書となった日以降に発生した企業結合に将来に向かって適用される。

**経理用語の豆知識**



**貸倒引当金の会計処理**

債権の貸倒見積高を算出する方法には、個別引当法（個々の債権ごとに見積る方法）と総括引当法（債権をまとめて過去の貸倒実績率により見積る方法）とがあるが、貸倒引当金の繰入れおよび取崩しの会計処理は、引当の対象となった債権の区分ごとに行われなければならない。

債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならない。なお、この場合に、前期末の貸倒引当金が当期貸倒損失額に不足する場合、当該不足分をそれぞれの債権の性格により原則として営業費用または営業外費用に計上する。

貸倒見積高を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として営業外収益として当該期間に認識する。

**監査上の主要な検討事項（KAM）**



監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項のなかから特に注意を払った事項を決定したうえで、そのなかからさらに、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を「監査上の主要な検討事項」として決定しなければならない。特に注意を払った事項には、①特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、②見積りの不確実性が高いと識別された事項を含めた経営者の重要な判断を伴う事項、③重要な事象または取引が監査に与える影響、が挙げられている。

監査人は、「監査上の主要な検討事項」として決定した事項について、財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付したうえで、「監査上の主要な検討事項」の内容等を監査報告書に記載しなければならない。

これらを定めた改訂監査基準は、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から適用とされるが、早期適用も妨げない。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年2月14日	ASU公開草案「企業結合(トピック805) —顧客との契約から生じる収益に関する引受負債の認識」	FASB	一定の場合に、取得企業が顧客との契約からの企業結合における引受負債を認識することを要求するもの。コメント期限は2019年4月30日まで。 <a href="https://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176172099187&amp;acceptedDisclaimer=true">https://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176172099187&amp;acceptedDisclaimer=true</a>	今号情報 フラッシュ
2019年2月18日	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	ASBJが公表した企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」を踏まえて財規・連結財規について所要の改正等を行うもの。コメント期限は2019年3月19日まで。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190219_zaikei.html">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190219_zaikei.html</a>	—

## 欧米の中央銀行による政策転換と円高圧力

金融

米FRBの金融緩和縮小への方針転換は、すでに1月30日の連邦公開市場委員会(FOMC)声明文や同日のパウエル議長会見で示されていたが、2月20日に公表されたこの時のFOMC議事要旨でさらに詳細が明らかにされた。それによると、保有資産の縮小については、ほぼすべての参加者が2019年中に終了するとみていることがわかった。また、2月14日にはFRBのブレイナード理事も、メディアのインタビューで同様の見方を示していた。ただ終了時の具体的な水準など、詳細については明確にされず、この点に關して依然として市場は材料不足のままだ。

一方、欧州中央銀行(ECB)も2月21日、1月に開催された理事会の議事要旨を公表した。このなかで、ユーロ圏経済に対する悲観的な見方が示され、量的緩和策として続けてきた2兆6,000億ユーロの債券購入プログラムを終了したばかりだが、今回新たに貸出条件付き長期資金供給オペ(TLTRO)に関する分析を内部で迅速に進めるよう指示を出していたことがわかった。TLTROとは、ユーロ圏の銀行による融資を促進するために実施されたオペで、これまでも2014年9月と12月に実施、また一部条件を変えて2016年4月から2017年3月まで4回実施された。

このように、欧米の中央銀行は経済の下振れリスクに重点を置いた見方に移りつつあり、再びECBのような緩和政策の準備、もしくはFRBのような緩和縮小の中断といった具体的な行動をとろうとしている。こうした動きは市場に影響を及ぼす。特に為替市場は、各国の中央銀行による金融政策の影響を受けやすく、今後は欧米中央銀行の金融緩和方向をにらんだ動きに反応しやすくなりそうだ。今のところ、今回の欧米中銀の議事要旨にただちに反応する動きとはなっていないが、日銀が実効力のある政策を打ち出せないなか、対米ドル、対ユーロで円高圧力が強くなる公算が大きい。

世界経済はアメリカ経済の力強さだけが頼りのような状態だが、アメリカも景気の先行きを警戒して米FRBは今年の金融政策、利上げ計画を緩和気味に切り替える用意があることを公表し、株式市場にエールを送った。株式市場はリスクに敏感なはずだが、世界の株式市場はこのところ案外、堅調(株価は上昇傾向)である。昨年12月、各国株式市場は同時株安で米株価を先頭に大きな下落に見舞われたが、2月中旬までに暴落直前の株価を回復した市場がほとんどである。

そのなかで、日本株価の戻りが一番鈍く、2月20日ようやく暴落直前の水準に並んだ。一方、市場環境が厳しいはずの中国市場、英国市場の株価上昇が目立っている。

現在、最大のリスク要因である米中通商交渉の進展が大きな株価変動要因となる状況は変わらない。米中交渉が世界の株価の支援材料となるか、逆にマイナス材料となるか、3月上旬あたりにある程度の答えが出るだろう。

## 世界の株価は慎重な回復を続ける

証券

世界経済の逆風が日本経済にも吹いてきた。1月の貿易収支は輸出が前年同月比8.4%減少、輸入が同0.6%減となった結果、1兆4,000億円超の大幅赤字となった。輸出の減少は中国向けが前年同月比17%の大幅減少になったことが響いた。また、企業収益は3月決算会社の第3四半期の実績を踏

まえた今期の見直しで、下方修正となる企業が相次いだ。その結果、今期の企業利益は当初の増益予想から3期ぶりの減益となる。下方修正の中心は主力産業といわれる自動車や電気機器であるから、軽くみておくわけにはいかない。中国の経済成長率はすでに昨年来、減速が目立っており、日本を始め各国の輸出減少に